

＜報道発表資料＞

カテゴリー:危機管理

令和8年1月4日

県内で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る 殺処分の終了について

嵐山町の採卵鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置について、殺処分が終了しましたのでお知らせします。

1 殺処分

- (1) 開始日時: 12月30日(火曜日) 10時00分
- (2) 完了日時: 1月4日(日曜日) 6時00分
- (3) 殺処分羽数: 233, 456羽
- (4) 作業従事者数: 延べ1, 706人
(県職員667人、関係団体1, 039人)

2 今後の予定

- (1) 殺処分した鶏、汚染物品(鶏卵等)の処分
- (2) 農場の清掃、消毒

3 その他

- ・ 我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。
- ・ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特にヘリコプターやドローン等を使用しての取材は防疫作業の妨げとなりますので、厳に慎むようお願いします。
- ・ 今後とも、本病に関する速やかな情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。